

外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性について

1. 趣旨・背景等

我が国から、外国にある第三者へ提供される個人データの適正な取扱いを確保し、本人の権利利益を保護するため、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）第 24 条に外国にある第三者に個人データを提供する場合の規定が設けられた。

同条では、外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、次の 2 つのいずれかに該当する場合を除き、原則として外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意をあらかじめ取得しなければならないこととされた。

- ①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護委員会規則で定められた国にある場合
- ②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

①の「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国」及び②の「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制」の基準について、個人情報保護委員会規則で定めることとされている。

2. 方向性

(1) 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国

様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討する。

(2) 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

国会における改正法の審議では、改正法第 24 条は、事業者に対して新たな規制を課すものではなく、事業者において現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するものとされている。また、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう（衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5 月 20 日）、参議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 8 月 27 日））、現実的な規則の在り方について検討する必要がある。なお、必要な体制が整備されているかについては、個人情報保護委員会に対して事前の届出等を要するものではない。

以上を踏まえ、外国にある第三者が整備すべき体制として、以下を規則、ガイドライン等において定めることとする。

- ① 提供元及び提供先（外国にある第三者）間の契約において、提供先が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること
- ② 提供元及び提供先（外国にある第三者）が同一の企業グループであり、当該グループのプライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること
- ③ 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに関する国際的な枠組みの基準に適合している旨の認証を受けていること（例えば、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システム）

なお、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置については、現在の適切な取扱いを追認するという国会における議論、OECD ガイドライン及び APEC プライバシーフレームワーク等の国際的な枠組みとの整合性を勘案しつつ検討する。

（参考条文）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

（外国にある第三者への提供の制限）

第 24 条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

○衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5 月 20 日）

1～2.（略）

3 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に裨益するものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

（以下省略）

○参議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 8 月 27 日）

1～2 （略）

3 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つもの

であることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

(以下省略)

以上